

まちづくり環境委員会

令和4年6月17・20日

都市基盤整備部 資料3番

所管 地域基盤整備第二課

大田区立本羽田第三公園の供用停止について

大田区立公園条例及び同条例施行規則の規定に基づき、大田区立本羽田第三公園を全面供用停止するため告示する。

なお、供用停止期間の満了後は、公園の供用を開始する。

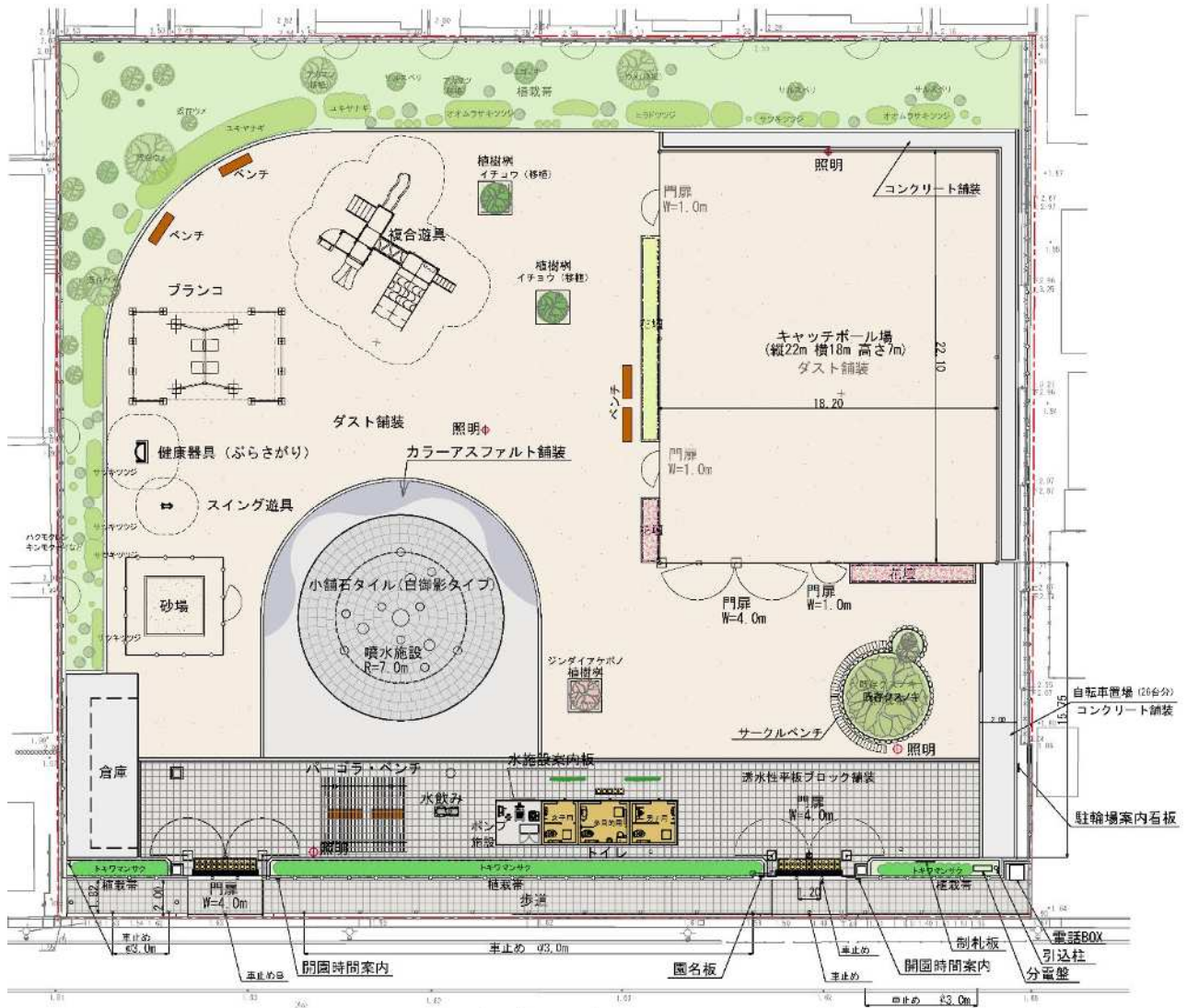
記

- 1 公園名 大田区立本羽田第三公園
- 2 位置 大田区本羽田二丁目10番15号
- 3 期間 令和4年8月15日から令和5年3月31日まで（予定）
- 4 面積 2,457.94 m²（全面供用停止）
- 5 理由 公園の全面的な再整備工事を行うため。

案内図



【計画平面図】



【各施設イメージ】



＜噴水施設イメージ＞



＜キャッチボール場イメージ＞



＜大型複合遊具イメージ＞